

NOBORI PHR サービス利用規約

PSP 株式会社（以下「当社」という）は、NOBORI PHR サービス（以下「本件サービス」という）に関して、以下の通り規約（以下「本規約」）を定めます。

第 1 条（規約の適用）

1. 本規約は、本件サービスの利用に関し、本規約第 3 条（用語定義）に定義する契約者並びに契約者の役員、従業員（出向社員、派遣社員及びアルバイトを含む）業務受託者その他の契約者において本サービスを利用する者に適用されるものとします。
2. 当社は、今後提供する本件サービスのサービス毎に個別の特約を定める場合があり、当該特約は本規約の一部を構成します。本規約と当該特約が異なる場合には、当該特約が優先するものとします。

第 2 条（規約の変更）

当社は、契約者の承諾を得た上で、当社が適当と判断する方法で管理責任者に通知することにより、本規約を変更できるものとします。この場合、料金その他の本件サービス提供条件は変更後の本規約によります。

第 3 条（用語定義）

1. 「契約者」とは、本規約に同意し、本件サービスの利用申し込みを行なった者（利用申込書に指定した医療機関名・企業名・団体名として登録された法人）をいい、連携契約者を含む。
2. 「管理責任者」とは、契約者により指名され、システムの運用管理を行うとともに、本件サービスに関する当社からの通知を受ける者をいう。
3. 「本件システム」とは、本件サービス提供のために用いる当社保有のシステムの一部又は全部をいう。契約者が本件サービスを利用するためのソフトウェア、プログラム及び当社施設内に設置する個別施設識別のための装置（NFC タグ、QR コード等）を含む。
4. 「本件サーバ」とは、本件サービス提供のために用いる当社のサーバをいう。
5. 「本件サービス用設備」とは、本件システムに含まれない当社が本件サービスを提供するために用いる機器、ソフトウェア、プログラムその他一切の設備をいう。
6. 「患者」とは、契約者にて診察、検査、治療、入院、投薬又は調剤等の診療行為を受ける患者をいう。
7. 「NOBORI アプリ」とは、本件サービス提供のために当社が管理運営する患者向けスマートフォンアプリ・Web アプリをいう。
8. 「NOBORI ポータル」とは、本件サービス提供のために当社が管理運営し契約者が利用するポータルサイトをいう。
9. 「NOBORI サービス利用規約（個人向け）」とは、当社が別途定める、患者ご本人等が NOBORI アプリを利用するにあたり遵守すべき規則を定めた規約をいう。
10. 「NOBORI サービス利用者」とは、NOBORI サービス利用規約（個人向け）に同意した上で所定の登録手続を行い、NOBORI アプリの利用者として登録されている患者をいう。
11. 「利用申込書」とは、当社より本件サービスの提供を受けるための申込書を言う。
12. 「連携契約者」とは、主となる別の契約者（但し、連携契約者を除く）（以下「主契約者」という）との連携を主目的として、主契約者を介して本件サービスの利用申し込みを行った者（利用申込書に指定した医療機関名・企業名・団体名として登録された法人）をいう。なお、連携契約者は利用申込書に主契約者の名称も明記するものとする。

第 4 条（本件システム使用許諾）

1. 契約者は、本規約の各条項を遵守することを条件に、本件サービスを非独占的に利用できる。
2. 契約者は、本件システムを用いる方法によってのみ、本件サービスを利用することができる。
3. 契約者は、善良なる管理者の注意をもって本件システムを利用する義務を負い、また、第三者に本件システムを利用させてはならない。契約者は、契約者が同義務に違反したことに

より当社に生じた損害のうち、直接かつ現実に発生した通常の損害について賠償しなければならない。

4. 本件システムを除き、本件サービスを利用するために必要となる通信回線、その他必要な環境は、契約者が自己の費用及び責任をもって準備、管理するものとし、必要となるセキュリティ対策については自らの責任において実施するものとする。
5. 契約者は、本件システムの利用に必要な限度で、当社が指定したバージョンのソフトウェアを使用しなければならない。疑義を避けるために付言すると、本項は、当社が契約者が保有するシステムのバージョンを指定することを意味するものではない。
6. 契約者は、当社の要請に従い、本件サービスの提供のために必要な協力を行う。

第 5 条（本件サービスの提供）

当社は契約者に対し、本規約の定めるところに従って、以下の各号に定める本件サービスを提供する。

- (1) 閲覧・共有等を目的として、契約者における診療により発生する、NOBORI サービス利用者の医療情報を、当社が事前承認する範囲において NOBORI サービス利用者へ提供するためのサービス
- (2) NOBORI サービス利用者の希望に基づき、当該 NOBORI サービス利用者の他の医療機関における医療情報を契約者が閲覧するためのサービス
- (3) 利用申込書で指定するオプションサービス
- (4) (1)(2)(3)に附随する業務

第 6 条（利用料金）

1. 契約者は、本件サービスの利用において次の利用料金を当社に対して支払うものとする。
 - (1) 月額利用料金
月額利用料金は、利用申込書に定める契約者が 1 か月間、本件サービスを利用するために必要な料金。
2. 月額利用料金の発生は、利用申込書に記載した利用開始日から開始する。
3. 月額利用料金の内容は、利用申込書に記載する。但し、当社は、物価変動や社会情勢等の変化により利用料金を改定する場合がある。この場合、当社は契約者に契約更新の 60 日前までに通知することにより、契約更新時に限り新料金が適用されるものとする。契約者は、定められた月額利用料金の当月分を利用申込書に記載された決済条件にて、当社指定の方法で当社に対して支払う。

第 7 条（契約者の役割）

1. 契約者は、患者に対して、別途当社が定める方法により NOBORI アプリを紹介し、サービス利用の普及に協力する。その内容として契約者は、当社が別途定める方法により、NOBORI アプリの内容及び NOBORI サービス利用者登録手続の方法等の情報を患者に提供し、契約者が NOBORI アプリに対して医療情報を提供するために必要となる NOBORI サービス利用者登録手続における個人認証のための手続を行う。
2. 契約者（但し、連携契約者を除く）は、NOBORI サービス利用者登録を完了した患者に対して、NOBORI アプリを通じて医療情報を提供する。
3. 契約者は、第 9 条（NOBORI サービス利用者等対応）の通り、NOBORI サービス利用者への対応を行う。
4. 契約者は、第 11 条（アカウント情報の管理）の通り、アカウント情報（同条に定義される）の管理を行う。
5. 契約者は、NOBORI サービス利用者でない患者の情報を本サービスに登録し利用する場合、対象となる患者からの同意取得等の必要措置を、契約者の責任において講ずるものとする。

第 8 条（当社の役割）

1. 当社は、本件システム導入初期段階において、第 7 条 1 項に記載される契約者（但し、連携契約者を除く）の役割を支援する。但し、当社は契約者がサービス利用登録を行い、明示的

に情報開示対象とした患者の医療情報以外の患者の医療情報へのアクセスは行わない。

2. 当社は、NOBORI サービス利用者の医療情報の保管・管理を行う。
3. 当社は、NOBORI アプリ上でサービス利用者個人を識別認証の上で NOBORI サービス利用者が本人の医療情報を参照できるようにする。
4. 当社は、NOBORI アプリ上のサービス利用者個人の操作に基づき、サービス利用者の医療情報をサービス利用者の意図する相手（家族、医療者を含むがこれらに限られない）が参照できるようにする。
5. 当社は、第 9 条(NOBORI サービス利用者等対応)の通り、NOBORI サービス利用者への対応を行う。
6. 当社は、第 12 条(登録情報の取り扱い)の通り、本件サーバに保存された登録情報の取扱いを行う。
7. 当社は、第 13 条(サポートサービス)の通り、契約者にサポートサービスの提供を行う。

第 9 条 (NOBORI サービス利用者等対応)

1. NOBORI アプリの提供に関する NOBORI サービス利用者その他の第三者からの問い合わせ、クレーム、その他当該 NOBORI サービス利用者その他の第三者との紛争については、契約者の実施した医療行為等の内容その他契約者に起因する事項については契約者において対応・処理・解決し、本件システムに関する事項についてのみ当社において対応・処理・解決する。
2. 当社は、NOBORI アプリを通じて、NOBORI サービス利用者に対して本件サービスの利便性向上、システムの保守・改善・改良を目的としたアンケート・調査等を実施し、サービス内容の継続的な改善、向上に努めるものとする。
3. 当社は、NOBORI サービス利用者データの集計及び分析を行い、統計情報を作成し以下の範囲で利用できるものとする。
 - (1) 本件サービスの改善及び開発のため
 - (2) 本件サービスの利用状況、稼働状況等を把握するため
 - (3) 個人を特定しない統計情報を契約者又は第三者に提供するため
4. 当社は、NOBORI サービス利用者に NOBORI アプリ上で利用目的を明示して、事前に NOBORI サービス利用者本人の同意を取得したうえで（インフォームドオプトイン）、当該 NOBORI サービス利用者の登録情報を同意内容の範囲内にて第三者に開示、提供することがある。
5. 当社は、本件サービスの運営維持のため、NOBORI サービス利用者の同意を前提とした利用対価の課金を NOBORI サービス利用者に対して行うことがある。

第 10 条 (第三者への再委託)

1. 当社は、第 5 条に定める業務の一部を第三者に再委託することができる。但し、契約者において発生した登録情報の開示を伴う業務の再委託を行う場合、当社は契約者に通知するとともに、再委託先に本規約と同様の秘密保持義務及び個人情報情報の取り扱い義務を課さなければならない。
2. 当社が契約者において発生した登録情報の開示を伴う再委託を行う場合、契約者は、当社に対し、当該再委託先の個人情報情報の取り扱いに関する状況を確認するために必要となる情報の提供を求めることができる。

第 11 条 (アカウント情報)

1. 当社は、契約者が本件システムを利用するために必要な医療機関 ID、医療機関ユーザーID パスワード及び（必要な場合）クライアント証明書(以降「アカウント情報」という)を発行する。
2. 前項のアカウント情報を利用できる者は、契約者の役員及び契約者従業員（出向社員、派遣社員及びアルバイトを含む）のうち契約者が本件サービスを利用するために必要な者限りとする。
3. 契約者は、管理者を定めた上、アカウント情報の管理及び使用について善良なる管理者の注意をもってこれを厳重に管理するとともに、アカウント情報を前項に定める者以外の者に利用させ、又は譲渡、貸与、開示、共有等をしてはならない。

4. 契約者は、アカウント情報が第 2 項に定める者以外の者に漏洩した場合、又は、アカウント情報が第 2 項に定める者以外の者に使用されている疑いがある場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとし、その後の対応につき協議の上で当社の指示に従わなければならない。
5. 前項の場合に該当している、又は、そのおそれがあると当社が判断した場合、当社は予め通知した上で契約者のアカウント情報の利用を停止することができる。
6. 第三者が契約者のアカウント情報を用いて本件サービスを利用した場合、当社は、当該行為は契約者によりなされた行為とみなすことができ、契約者は係る第三者の利用についての責任を負うものとする。但し、専ら当社の責に帰すべき事由により第三者による不正利用が発生した場合はこの限りではない。

第 12 条 (登録情報の取り扱い)

1. 当社は、本件サーバに保存された登録情報について、当社の責任においてバックアップ等の保全措置を行う。但し、天災等当社の責に起因しない事由により保全措置が不可能な場合にはこの限りでない。
2. 当社は、本件サービスの運営上必要があると判断した場合、事前に契約者に通知した上で、登録情報の全部又は一部を削除できる。

第 13 条 (サポートサービス)

1. 当社は契約者に対し、本件サービスに附帯する次の各号に定めるサポートサービスを、利用契約有効期間中、継続して提供する。
 - (1) 本件サービスの正常な稼働を維持するための保守（原則として平日午前 9 時から午後 5 時半までの間とする）
 - (2) 本件サービス利用に関する相談対応（但し、原則として平日午前 9 時から午後 5 時半までの間とする）
 - (3) 本件サービスに係る設定変更作業の受付及び実施
2. 契約者は、当社への問い合わせを、当社指定のメールアドレス宛に行うものとする。
3. 他の契約者で発生した情報に関する問い合わせについては、情報発生元に照会の上、当社に連絡するものとする。
4. 連携契約者は、主契約者経由で当社に連絡するものとする。但し、主契約者以外の医療機関で発生した情報に関する問い合わせについては、情報発生元の医療機関経由で当社に連絡するものとする。
5. 当社は、本件サービスの正常な稼働を維持するための保守として、本件システムの定期的な点検、メンテナンスを行う。
6. 当社は、本件サービスの正常な稼働を維持するための保守として、本件システムに障害が発生した場合に、契約者の要請等に基づき速やかにこれに対応する。なお、これらの障害を契約者が先に確認した場合は速やかに当社に対しその旨を通知し、これらの障害を当社が先に確認した場合は、当社は契約者にその旨を通知した上で速やかに必要な対応を行う。但し、障害の緊急度が高い場合等、当社が先に必要な対応を行った方が良いと判断した場合、通知が事後になることがあることを契約者は予め承諾する。

契約者又は第三者の端末、通信回線、ハードウェアその他契約者又は第三者の環境に起因する障害により契約者が本件サービスを正常に利用できなくなった場合は保守対象外とし、契約者の責めに帰すべき事由による場合、契約者は自己の責任及び費用をもってこれら障害を解決しなければならない。また、当社に生じた直接かつ現実に発生した通常の損害を賠償しなければならない。

第 14 条 (禁止事項)

契約者は、本件サービスの利用に関して、本規約に定めるもののほか、次の各号に定める行為を行ってはならない。なお、本条項は、契約者による当該行為を当社が監視する義務を定めるものではない。

- (1) 当社の著作権等知的財産権及びその他権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者に本件サービスを利用させる行為及び本規約にて許諾された権利を第三者に譲渡、貸与又は共有等する行為

- (3) 本件サービスの内容及び本件サービスにより利用しうる情報を改竄、消去する行為
- (4) コンピュータウイルス及びその他有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (5) 本件システムに支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (6) 医療法関係法令を含む法令等に違反し、又は違反する疑いのある行為
- (7) 本規約に違反する行為又は当社の指示に従わない行為
- (8) その他、上記各号に相当する程度に不適切であると当社が判断する行為

第 15 条（本件サービスの一時的な中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本件サービスの提供を一時的に中断することができる。
 - (1) 本件システムの故障又は不調により緊急的に保守を行う場合
 - (2) 本件サービスの運営上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) NOBORI サービス利用規約に従い特定の NOBORI サービス利用者に対する本件サービスの提供を中断・停止する場合
 - (4) その他天災地変等不可抗力により本件サービスを提供できない場合
2. 当社は、本件システムの定期的な点検、メンテナンスを行うため、契約者に 10 日前までに通知した上で、本件サービスの提供を一時的に中断することができる。
3. 当社は、契約者が本規約に違反した場合には、本件サービスの提供を中断することができる。

第 16 条（著作権）

NOBORI アプリを構成する画面に係る著作権をはじめとする本件サービス及び本件システムに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権は、全て当社に帰属する。

第 17 条（秘密保持義務）

1. 契約者及び当社は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、本件サービスの利用に基づき知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密、並びに個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める個人情報をいう）、相手方から秘密である旨の指定を受けた情報（以下、総称して「秘密情報」という）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報についてはこの限りではない（個人情報に該当する場合はこの限りでない）。
 - (1) 相手方から知得する以前に既に保有していたもの。
 - (2) 相手方から知得する以前に公知であったか、又は相手方から知得した後に自らの責によらずに公知となったものの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず知得したもの。
 - (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁から要求されたもの。
 - (5) 秘密情報によることなく、独自で開発したものであることを証明できるもの。
2. 契約者及び当社は、相手方から開示された、又は知り得た秘密情報を本件サービスに関連する業務以外の目的で使用してはならない。
3. 契約者及び当社は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を厳重に管理するとともに、本件サービスに関連する業務に従事する者に対して、本条の秘密保持義務を遵守させなければならない。
4. 契約者及び当社は、秘密情報の漏洩等を発見した場合、直ちに相手方にその旨を通知しなければならない。
5. 契約者及び当社は、自己の故意又は過失により、相手方から開示を受けた、又は知り得た秘密情報の漏洩等が生じた場合、相手方の損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任で講じなければならない。

第 18 条（個人情報の取扱い）

1. 契約者及び当社は、本規約に基づく権利義務履行の過程で取得した個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令及びガイドラインを遵守し、個人情報を正確かつ安全に取り扱わなければならない。
2. 当社は、本件サービスの提供について個人情報取扱責任者を定め、当社及び当社の従業員に対して、本件サービスの提供によって得られた各種データ等が滅失、漏洩又は毀損しないよう、万全の管理体制を講ずる。
3. 当社は、契約者の要請があった場合には、個人情報の安全措置と管理状況を点検し、契約者に対し書面にて報告するものとする。
4. 当社の管理下において個人情報の滅失、漏洩若しくは毀損等の事件又は事故が発生した場合、速やかに契約者に報告し原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために適切な措置を取るものとする。
5. 契約者は、契約者の管理下において、本件サービスを通じて取得した NOBORI サービス利用者の他の医療機関における医療情報等の個人情報の滅失、漏洩若しくは毀損等の事件又は事故が発生した場合、速やかに当社に報告し原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために適切な措置を取るものとする。

第 19 条（利用契約期間及び中途解約）

1. 利用契約有効期間は、利用申込書に記載する期間とする。なお、有効期間満了の 60 日前までに契約者又は当社のいずれかが相手方に更新拒絶の意思表示を通知しない限り、有効期間はさらに 1 年間更新され、以後も同様とする。
2. 契約者及び当社は、第 21 条及び第 22 条 3 項による場合を除いて、契約の全部又は一部を中途解約することはできない。
3. 利用契約期間終了後、契約者は、当社に対し、遅滞無く本件システムのうち当社が契約者に貸与したものを返却しなければならない。

第 20 条（免責）

1. 当社は、次の各号に定める事由により契約者に損害が発生したとしても、一切の賠償及び補償の責任を負わない。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 第 11 条 5 項によるアカウント情報の利用停止
 - (3) 第 15 条による本件サービスの中断
 - (4) 本件サービス用設備に生じた障害
 - (5) 契約者が管理する端末装置、通信回線、その他契約者が本件サービスを利用するための設備の障害
 - (6) インターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合
 - (8) 本件サービスとは無関係のソフトウェア、アプリケーション、データベース、システム、ハードウェア等に起因する障害
 - (9) 契約者におけるコンピュータウイルスの感染
 - (10) 当社の善良なる管理者の注意をもってしても防衛しえない本件システムへの第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (11) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (12) 契約者による誤操作及び不正操作
 - (13) NOBORI サービス利用者のサービス利用者登録時の情報登録の過誤がある場合
 - (14) 契約者施設に於いて情報登録の過誤がある場合
 - (15) 第三者が提供するサービス、ソフトウェア又は当社が管理しない設備若しくはハードウェアに起因する障害
 - (16) 契約者の本規約に違反する行為による損害又は契約者が当社の合理的な指示に従わなかったことによる損害
 - (17) NOBORI サービス利用者が当社と締結した契約に違反する行為による損害又は当社の指示に NOBORI サービス利用者が従わなかったことによる損害
 - (18) その他、当社の責めによらない事由に基づく損害

2. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本件サービスに関して当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本規約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益について、当社は賠償責任を負わない。なお、本件サービスの利用に起因する契約者とNOBORIサービス利用者との間の紛争については、当社の事前の書面による同意なく、和解等の合意をしないものとする
3. 契約者は、本条第1項9号、12号、14号、16号に規定する事由を除いて、当社が保管・管理する医療情報の漏洩・消失・改竄・過誤に対し、一切の賠償及び補償の責任を負わない。
4. 本件サービスの利用に起因する契約者間の紛争については、契約者間で解決するものとし、当社は一切の賠償及び保障の責任を負わない。

第21条（契約の解除）

契約者及び当社は、相手方が次の各号に該当する場合は、直ちに契約を解除することができる。この解除は前条の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、公租公課等の滞納処分、担保権の実行としての競売の申立があったとき
- (2) 破産手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続の申立てがあったとき
- (3) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が不渡りになったとき
- (4) 監督官庁より事業停止又は事業免許もしくは事業登録の取消の処分を受けたとき
- (5) 関係法令に違反して処分されたとき
- (6) 本規約の条項に違反し、相当の期間を定めて書面により催告したにもかかわらず、その期間内には正しくないとき
- (7) その他前各号に準じる不信用な事由や相手方に対する背信行為があったとき

第22条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、自ら又は自らの役員（経営ないし運営に携わる者をいう。以下、同じ）が次の各号のいずれかの者（以下「暴力団員等」という）にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力 団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう）
- (5) 総会屋（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
- (6) 社会運動標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民 生活の安全に脅威を与える者をいう）
- (7) 特殊知能暴力集団（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう）その他これらに準じる者であること

第23条（準拠法及び専属的合意管轄）

1. 本規約は日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。
2. 本規約に関し、契約者当社間に紛争（民事調停を含む）が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（誠実協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の条項の解釈に疑義を生じた事項については、契約者と当社とで双方誠意をもって協議し、解決を図る。